

発行 豊頃町
〒089-5392
中川郡豊頃町茂岩本町125番地
☎015(574)2216

発行日 2020年5月1日
編集 豊頃町企画広報情報係
豊頃町議会広報特別委員会

今月の表紙



縮小した入所・入学式でしたが、あたたかな工夫をこらした式でした。また、撮影時のみマスクを外して撮影しています。

役場などの連絡先

- ◆役場
☎(574)2211(代表)・FAX(574)3750(総務課)
- ◆各課等(ダイヤルイン)
総務課☎(574)2211
出納室☎(574)2212
住民課☎(574)2213
福祉課☎(574)2214
施設課☎(574)2215
企画課☎(574)2216
産業課☎(574)2217
商工観光課☎(578)7202
農業委員会☎(574)2218
議会事務局☎(574)2222
教育委員会(教育課)☎(579)5801
(図書館)☎(579)5802
- ◆支所・出先機関・町内関係機関
大津支所☎(575)2021
こどもプラザとよころ☎(574)3931
保健センター☎(574)3141
給食センター☎(574)4600
社会福祉協議会☎(574)3143
ココロコテラス☎(578)7202
- ◆地域情報通信基盤施設の故障受付窓口
NTT 東日本データセンター ☎0120(860)023
[24時間365日受付]

ホームページ

豊頃町 <http://www.toyokoro.jp/>
豊頃町社会福祉協議会 <http://toyokoro-shakyo.com/>

豊頃町の人口と世帯

3月31日現在(前月比)
住民基本台帳に基づく
人口 3,124人(-16)
男 1,525人(0)
女 1,599人(-16)
世帯 1,480世帯(+5)

町内の交通事故

令和2年1月1日
~4月10日(前年比)
交通事故死ゼロ595日
発生 0件(0)
死者 0人(0)
傷者 0人(0)

目次 CONTENTS

- 02 特別定額給付金事業を実施します
広報とよころ
- 04 新型コロナウイルス感染症対策特別通信
- 05 3つの密を避けましょう!
- 06 NEW FACE
「小・中学校に転入された先生方をご紹介します」
「豊頃町役場の新規採用職員を紹介します」
- 08 豊頃町次世代育成支援金を支給します
- 09 駐在だより-地域安全ニュース
- 10 はるにれは見ていた「豊頃ライオンズクラブがランドセルカバーを寄贈」ほか
- 12 健康だより「フレイル健診がはじまりました」ほか
- 14 後期高齢者医療制度のお知らせ
- 15 国民年金からのお知らせ
- 16 豊頃町民プールオープン
- 17 ココロコテラス夏季営業日・時間のお知らせ
空き家・空き地利活用事業補助金
- 18 豊頃町公共ポイント制度
- 20 みんなの図書館
「あたらしい図書館職員を紹介します」ほか
- 22 町民文芸-我が家のアイドル
- 議会だより
- 23 当初予算の主なもの
- 25 令和元年度補正予算_主な審議内容
- 26 令和2年度の当初予算
- 28 一般質問
- 30 総務文教常任委員会レポート
- 31 産業厚生常任委員会レポート
- 32 議会日誌 ほか
- 役場だより
- 33 INFORMATION ◎目次あり
主な施設の行事予定 ほか

裏 とよころカレンダー

告知 「とよころ物産直売所」

特別定額給付金事業を実施します

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されます。

給付対象者および受給権者

- ・受給対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、本町の住民基本台帳に記録されている方
- ・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

給付額

給付対象者一人につき10万円

給付金の申請および給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)および(2)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行います。(※)なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請および給付を受け付けます。

(1) 郵送申請方式

- ・全世帯主宛に申請書を郵送いたします。掲載内容をご確認のうえ、振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに役場企画課に郵送してください。

(2) オンライン方式 (マイナンバーカード所持者が利用可能)

- ・マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の書類をアップロードし、電子申請してください(電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要)
- ※詳しくは総務省、またはマイナポータルのホームページをご覧ください。

受付および給付開始日

- ・5月7日(水)より受付を開始します。(申請書は皆様に郵送しております。)
- ・申請期間は、郵便申請方式の申請受付開始から3か月以内です。

※申請書イメージ

詐欺に注意!!

- ▲ 町や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません!
- ▲ 町や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません!

お問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎(574)2216